

えひめゼロカーボン・チャレンジ企業認定ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、えひめゼロカーボン・チャレンジ企業認定ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(使用制限)

第2条 ロゴマークは、愛媛県のほか、次に掲げる者以外は使用することができない。

- (1) えひめゼロカーボン・チャレンジ企業認定事業者
- (2) 報道機関等（報道の目的で使用する場合に限る。）
- (3) その他知事が認めた者

(使用方法)

第3条 ロゴマークの使用方法は、次のとおりとする。

- (1) ロゴマークは、別紙「えひめゼロカーボン・チャレンジ企業認定ロゴマーク利用ガイドライン」に定める規格に従って適正に表示しなければならない。
- (2) ロゴマークを使用した者は、その使用状況を管理しなければならない。

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用料については、無料とする。

(苦情処理)

第5条 ロゴマーク使用者は、その使用に際し、苦情があった場合には責任を持ってその処理に当たらなければならない。

(報告及び調査等)

第6条 県は、ロゴマーク使用者に対して、必要に応じてその使用状況等について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査若しくは指示を行うことができるものとする。

(使用の差し止め)

第7条 愛媛県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を差し止めることができる。

- (1) 別に定める「えひめゼロカーボン・チャレンジ企業認定制度」実施要領第9条の規定により、登録の取消しが行われた場合
- (2) ロゴマークが不正に使用された場合
- (3) その他愛媛県が不相当と認めた場合

(ロゴマークに関する権利)

第8条 ロゴマークに関する一切の権利は、愛媛県に帰属する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年8月7日から施行する。